令和６年度　大阪府教育支援体制整備事業補助金　ＦＡＱ

【 補助対象経費 】　　　大阪府私学課幼稚園振興グループ作成　　最終更新：　2024/6/7

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通	共通	いつ購入したものが対象か。	令和６年４月１日～令和７年３月31日の間に購入したものが対象。 ※-契約(注文)、納品、支出等が当該期間外の場合は対象外。	2024/6/7
2	共通	共通	送料も対象か。	対象外。	2024/6/7
3	共通	共通	教職員個人が立替払いをした場合も対象か。	園(法人)が支出したことを確認できない経費は対象外。	2024/6/7
4	共通	共通	納品先が園・法人以外の場合も対象か。	対象外。	2024/6/7
5	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	遊具とは何か。	遊びに供するために利用される道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・１台50万円未満のもの ・大規模工事を伴うもの ・園庭の大部分を占めるもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの ・遊具であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» すべり台、ジャングルジム、ブランコ、シーソー、複合遊具　等 «対象とならないものの具体例» 園庭に固着する砂場やプール、砂場の砂、安全対策用の柵やネット、倉庫、園庭の芝生化　等	2024/6/7
6	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	組み立て式ユニットプールは対象か。	大規模な設置工事を伴わず、設置後も取付・取外などができるものは対象です。 ※園庭に固着するものは対象外です。	2024/6/7
7	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	アスレチック遊具の一部が劣化したため、当該部分を取り換える費用は対象か。	既存遊具にかかる費用は対象外です。	2024/6/7
8	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	遊具の設置にあたり必要な地ならし等の工事経費は対象か。	対象外	2024/6/7
9	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	既存遊具の撤去費用は対象か。	対象外 ※その他、整備費用なども対象外	2024/6/7
10	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	運動用具	運動用具とは何か。	運動・スポーツに供する道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・一式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・運動用具であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» 鉄棒、平均台、体育用マット　等	2024/6/7
11	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	教具とは何か。	幼児教育に資するために利用される道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・一式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・教具であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» 楽器、園児用机・椅子、音響設備、学級用テレビ、カメラ・PC・タブレット、教育用アプリケーションソフト　等 «対象とならないものの具体例» 本棚、ロッカー、道具入れ、コピー機、職員室の机や椅子　等	2024/6/7
12	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	教具としてのPC設置に伴う無線LAN工事は対象か。	PC設置に伴い、真に必要である場合は対象。	2024/6/7
13	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	保健衛生用品とは何か。	園児の保健衛生管理にかかわるもの。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・１式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・保健衛生用品であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» マスク・消毒液等の継続的に必要となる物品、日よけテント、エアコン、空気清浄機、AED　等 «対象とならないものの具体例» 掃除機、洗濯機、乾燥機、オーブンレンジ、調理室等に設置する業務用冷蔵庫、芝刈り機、災害対策物品、保管庫等	2024/6/7
14	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	どのようなエアコンが対象か。	家庭用エアコン等、取付・取外が容易に行えるものが対象です。 ※天井や壁への埋め込み式などは対象外です。	2024/6/7
15	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	どのような日よけテントが対象か。	組み立て式テント等、教職員により取付・取外が容易に行えるものであって、熱中症対策に資するものが対象です。	2024/6/7
16	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	コロナ対策としてのサーキュレーター、サーモカメラ等は対象か。	園児の保健衛生管理にかかわるものであることを説明できる場合は対象。	2024/6/7
17	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	「一式購入10万円以上」の考え方は。	1度の購入契約で、単価もしくはカタログ等でセット販売されている価格が10万円以上の物品を購入することをいう。セット販売ではないもの(単品)の足し上げで10万円以上とするのは対象外。 ただし、マスク・消毒液等、日々の活動において継続的に必要な保健衛生用品に限り、1度の購入契約で複数物品を購入し足し上げて10万円以上となる場合でも対象とする。 ※抗原検査キット等の検査用品は、継続的に必要な保健衛生用品には含めない。 «例» ① 1台3万円の平均台を4台購入した場合（3万円×4台＝12万円）⇒対象外 ② 平均台4台セット12万円を1式購入した場合（12万円×1式＝12万円）　⇒対象 ③ 3万円分のマスク、8万円分の消毒液を一度に購入した場合（3万円＋8万円＝11万円）⇒対象 ④ 1台9万円の空気清浄機を1台、2万円分のハンドソープを一度に購入した場合（9万円＋2万円＝11万円）⇒対象外	2024/6/7
18	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。	対象外。	2024/6/7
19	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	3号園児が使用するものも対象か。	3号園児のみが使用するものは対象外。	2024/6/7

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
20	認定こども園等の業務体制への支援	共通	雇上費は賃金のみが対象か。	他の職員の人件費(雇用する場合の経費)と同様の扱いで可。	2024/6/7
21	認定こども園等の業務体制への支援	共通	雇用者の対象経費の算出方法は。	■雇い上げの場合 （例）勤務時間数×時給単価×申請業務の割合 ■外務委託の場合 （例）契約金×申請業務の割合	2024/6/7
22	認定こども園等の業務体制への支援	共通	他の業務も請け負っている職員を対象することは可能か。	申請業務に従事した部分に限り対象。なお、根拠資料で、申請業務との切り分けが確認できない場合は、対象外。	2024/6/7
23	認定こども園等の業務体制への支援	共通	すでに雇用している職員に申請業務を行わせる場合、当該職員にかかる人件費を対象とすることは可能か。	申請業務に従事した部分に限り対象です。申請業務に係る部分の切り分けを適切に行うこと。なお、根拠資料で、申請業務との切り分けが確認できない場合は、対象外。	2024/6/7
24	認定こども園等の業務体制への支援	共通	申請業務等の外部委託とは具体的にどのようなものか。	認定こども園の移行準備に関しては、コンサル会社等への委託、司法書士・行政書士等への申請書作成委託など。 園務の平準化支援に関しては、園独自に補助員等を採用するのではなく、企業等に補助員配置を委託すること。	2024/6/7
25	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	行政機関との調整に必要な旅費は対象か。	対象外。	2024/6/7
26	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	事前準備にかかる経費は対象か。	対象外。 （例）保育料引き落としのための取引銀行との調整 （例）入園手続きに係る業務 （例）公定価格の試算、適正定員の検討	2024/6/7
27	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	申請前後の検討に関する経費は対象か。	対象外。どんなこども園にするか、といった検討に係る費用も対象外。	2024/6/7
28	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	認定こども園への移行に係る保護者への周知に係る部分は対象としてよいか。（例：説明会対応、周知文書作成等）	周知に係る部分を一体的に外部委託する場合は対象にしても可。 ※しおりやパンフレット作成のみを外部へ委託する場合は対応外	2024/6/7
29	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	来年度4月1日までに認可を受けられなかった場合、どうなるか。	交付できない。交付後に、移行できていないことが判明した場合は、交付決定を取り消しを行い、返還を命ずる。	2024/6/7
30	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	幼稚園のまま新制度へ移行する場合も対象か。	対象。	2024/6/7
31	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	業務負荷が大きい時間とは具体的にはどこを指すのか。	具体例としては、朝の登園や昼食の時間、プール活動時などを想定しているが、各園によって教員の業務負荷が大きく園児の安心・安全を確保することが難しくなる時間帯は異なることから、これ以外にも合理的な説明ができれば対象となり得る。	2024/6/7
32	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	複数年の雇用を前提とした場合、申請することは可能か。	２年目以降の経費は補助対象外となるため、初年度にかかる費用のみを切り分けることが可能であれば、初年度のみ申請の対象となり得る。	2024/6/7
33	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	国費での重複受給を認めないとあるが、公定価格算定に含まれる人員は対象外であるという認識でよいか。	ご認識の通り。	2024/6/7
34	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	交付決定年度以前から雇用している非常勤職員等が交付決定年度に契約を更新した場合も対象となるのか。	すでに雇用した人物においても契約更新の際に、新たに当該業務内容を追加して雇用する場合は対象となり得る。この場合、対象業務が適切に切り分けられ客観的に把握できるようにすること。	2024/6/7
35	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	どのような研修が対象か。 ～幼稚園の場合～	・幼保連携に関する研修 ・保育所との合同研修 ※上記に該当する研修であっても、以下のような研修は対象外。 ・他補助金や諸加算の対象研修 ・教育の質の向上に直接資さない研修（新人研修、管理職研修等） ・研修という名目で開催されないもの（講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練など）	2024/6/7
36	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	どのような研修が対象か。 ～認定こども園の場合～	・幼保連携に関する研修 ・保育所との合同研修 ・教育の質の向上に資する研修 ※上記に該当する研修であっても、以下のような研修は対象外。 ・他補助金や諸加算の対象研修 ・教育の質の向上に直接資さない研修（新人研修、管理職研修等） ・研修という名目で開催されないもの（講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練など）	2024/6/7
37	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	同一の教職員が、複数回受講する場合、研修参加教職員の人数はどのように考えればよいか。	同一の教職員が複数回受講する場合、参加人数として重複して計上することはできません。 例：研修①参加者：Aさん　Bさん 研修②参加者：Aさん　Bさん　Cさん 研修③参加者：Cさん　Dさん ⇒単純に合計すると７人ですが、A～Ｃさんを重複して計上できないため、この場合は【４人】となります。	2024/6/7
38	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	研修会の内容検討・見直しに係る相談会は対象か。	対象外。	2024/6/7
39	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	初期設定費や保証費を対象経費に含めることは可能か。	左記の費用がオプション費用としての位置づけであれば対象外。	2024/6/7
40	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入費用では、どのようなシステムが対象か。会計システムは対象か。	教育に係る資料の蓄積や保存を可能にするものや作成した資料に関して教職員や保護者等に容易に共有をすることのできるシステムに限る。シフト管理や請求書等の金銭管理などのシステムについては対象外。	2024/6/7
41	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入に係る研修会・説明会に係る費用は対象か。	対象外。	2024/6/7
42	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入の際、初期費用は発生しないが、導入に伴う附属品や備品の購入が必要な場合、これらの購入費は対象か。	当該システムが補助対象となるシステムである場合、導入に伴う附属品や備品の購入費は対象。	2024/6/7
43	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入の際、初期費用は発生しないが、月額使用料が発生する場合、これらの費用は対象か。	導入初年度に係る経費のみ対象。 ※導入初年度中に、次年度以降の月額使用料や通信費・リース料等を支払う場合、それらの経費については対象外。	2024/6/7
44	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システムの保守費やリース料、通信費等を複数年契約した場合は、対象か。	単年度契約が望ましいが、複数年契約せざるを得ない場合は、導入初年度に係る経費のみ対象。 ※ただし、導入初年度以降も継続して使用することに努めなければならない。	2024/6/7
45	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	ICT環境整備費用、備品購入費用等	パソコンやタブレット等の備品のみを購入する場合も対象か。	具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することを説明いただける場合は対象。 ※例えば以下の場合などは対象外。 ・教職員に対し、1人1台パソコンを支給したい ・古くなったので買い替えたい ・主に園児が教具として使用する	2024/6/7
46	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	ICT環境整備費用、備品購入費用等	購入したタブレットやパソコン等の備品を園児が使用することはできるか。	購入されたタブレット等の備品については、主目的である教育に係る資料の電子化に支障のない範囲において、園児が活用することは問題ない。	2024/6/7
47	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	既存システムに係る費用はどこまで対象か。	既存システムに新たな機能を追加する等、改修費やオプション購入費は対象。 ※例えば以下の場合などは対象外。 ・既存システムに係る附属品や備品の購入費 ・既存システムに係る月額使用料やリース料、通信費、保守費	2024/6/7

令和６年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金 ＦＡＱ

【 根拠資料 】　　大阪府私学課幼稚園振興グループ作成　　最終更新：　2024/6/7

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通	共通	根拠資料は提出すべきか。する場合、いつ提出すべきか。	根拠資料の提出は、実績報告時(R7年3月または4月)に求める予定にしています。 具体的にどのような資料を提出いただくかについては、実績報告の提出依頼時に改めてお知らせします。 つきましては、根拠となりうる資料はすべて園(法人)で保管しておいてください。	2024/6/7
2	共通	共通	根拠資料に不足がある場合も、補助対象として認められるか。	根拠資料に不足がある場合や、根拠が不十分である場合は、補助対象外とします。	2024/6/7
3	共通	共通	支出に関して留意すべき点を知りたい。	補助事業であることを踏まえ、以下の点に留意して、適正な価格で支出を行い、それらに係る資料を保管しておいてください。 ※3月末までに支払いが完了する経費が対象です。4月以降に支出する経費は補助対象外です。 ★2社以上の見積もり等により価格を比較した上で支出し、それらに係る書類を保管しておくこと。 ※電話･FAX･メール･インターネット･カタログ等で価格調査を行った記録を残しておくことでも見積書に代えることが可。 ※以下①～⑤の場合は、2社以上の比較見積そのものを省略できる(契約業者からは、原則、見積書等を徴取し、その価格が適正と判断した場合に限る)。 ①特定の者でなければ履行できないもの ②同一の品質、企画、仕様等で業者により価格が異ならないもの、価格が周知されているもの ③定価等が表示されている書籍類 ④郵便、電話等の料金 ⑤天変地異、感染症流行等、客観的理由の急迫を要する場合で、価格の比較を行う暇がないもの ★ただし、園の規則等により別に支出の定めがある場合は、価格比較の趣旨を踏まえながら適正な判断の上支出し、それらに係る書類を保管しておくこと(人件費や報償費についても園の規則に則り適正な判断の上支出すること)。	2024/6/7
4	共通	共通	1件の支払い額とは。	1回の支払いで、1人(1社)の相手方に支払う金額をいいます。	2024/6/7
5	共通	共通	比較見積とは。	同じ物品(または同等の機能を有する物品)について、2社以上から見積書を徴取し価格を比較することをいいます。	2024/6/7
6	共通	共通	園が価格比較を行ったことが分かる書類とは。	比較見積書など ※電話･FAX･メール･インターネットで価格調査を行った記録でも可	2024/6/7
7	共通	共通	園が発注した内容が分かる書類とは。	発注書、注文書、契約書など ※商品名･数量･金額･年月日が確認できること ※メール･インターネットの履歴、FAX、電話発注の記録でも可	2024/6/7
8	共通	共通	園に納品された内容が分かる書類とは。	納品書、発送伝票、完了報告書など ※メール･インターネットの履歴でも可 ※商品名･数量･年月日･場所などが確認できること	2024/6/7
9	共通	共通	園に対する請求の内容が分かる書類とは。	請求書など ※メール･インターネットの履歴でも可 ※商品名･数量･金額･年月日などが確認できること	2024/6/7
10	共通	共通	園から支払いが行われたことが分かる書類とは。	領収書、支払･振込伝票、通帳、現金出納簿など ※金額･年月日･支払先などが確認できること	2024/6/7
11	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②園が発注した内容(商品名･数量･金額･年月日)が分かる書類 ③園に納品された内容(商品名･数量･年月日･場所など)が分かる書類 ④園に対する請求の内容(商品名･数量･金額･年月日など)が分かる書類 ⑤園から支払いが行われた(金額･年月日･支払先など)ことが分かる書類 ⑥設置後の遊具の写真(園庭と遊具の全体が写る写真１枚)	2024/6/7
12	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	運動用具	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②一式の購入が10万円以上であることが分かる書類(見積書や業者提案書、カタログ写し等) ③園が発注した内容(商品名･数量･金額･年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名･数量･年月日･場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名･数量･金額･年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額･年月日･支払先など)ことが分かる書類	2024/6/7
13	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②一式の購入が10万円以上であることが分かる書類(見積書や業者提案書、カタログ写し等) ③園が発注した内容(商品名･数量･金額･年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名･数量･年月日･場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名･数量･金額･年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額･年月日･支払先など)ことが分かる書類	2024/6/7
14	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②一式の購入が10万円以上であることが分かる書類(見積書や業者提案書、カタログ写し等) ※マスク･消毒液等、日々の活動において継続的に必要な保健衛生用品に限り、1度の購入契約で複数物品を購入し足し上げて10万円以上となることが分かる書類 ③園が発注した内容(商品名･数量･金額･年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名･数量･年月日･場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名･数量･金額･年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額･年月日･支払先など)ことが分かる書類	2024/6/7
15	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①導入するシステムの概要が分かる書類(カタログやパンフレット等) ※システムの附属品を計上する場合は、あわせて附属品について記載されている書類も必要 ②園が価格比較を行ったことが分かる書類 ③園が発注した内容(商品名･数量･金額･年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名･数量･年月日･場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名･数量･金額･年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額･年月日･支払先など)ことが分かる書類	2024/6/7
16	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	ICT環境整備費用、備品購入費用等	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①教育の質の向上に直接資することが分かる書類 ※工事費を計上する場合は、工事の概要が分かる書類もあわせて必要 ②園が価格比較を行ったことが分かる書類 ③園が発注した内容(商品名･数量･金額･年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名･数量･年月日･場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名･数量･金額･年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額･年月日･支払先など)ことが分かる書類	2024/6/7
17	認定こども園等の業務体制への支援	共通	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～職員を雇用する場合～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②雇用契約書、出勤簿、給与支払いが確認できる書類(当該業務以外の事務をあわせて行う場合は、従事内容および従事時間が分かる日報もあわせて必要) 移行支援のみ⇒③認定こども園の認可または認定、特定教育･保育施設の確認が行われたことを証する書類	2024/6/7
18	認定こども園等の業務体制への支援	共通	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～外部委託する場合～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(価格比較を行ったことや、園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②委託契約書、請求書及び領収書(当該業務が委託契約の一部である場合は、契約金額の内訳が確認できる書類もあわせて必要) 移行支援のみ⇒③認定こども園の認可または認定、特定教育･保育施設の確認が行われたことを証する書類	2024/6/7
19	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	自園で行う研修	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①適正な価格で支出したことが分かる書類(価格比較を行ったことや、園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②研修の内容･日時･開催場所が分かる書類(教職員向けのお知らせなど) ③講師選定の理由書 ④講師への依頼内容(依頼日･研修内容･実施日･謝礼金額等)が分かる書類(依頼文、契約書、メール等) ⑤園から支払いが行われた(金額･年月日･支払先など)ことが分かる書類 ⑥自園の参加者名簿（任意様式）	2024/6/7

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
20	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	外部研修へ参加	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①研修の内容・日時・開催場所・参加費用が分かる書類(開催案内・配布されるレジュメなど) ②受講したことが分かる書類(受講者本人のレポートや、開催元から配布される証明書など) ③受講費用を園から支払った(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ④交通費を計上する場合は、①②③にあわせて以下も必要 a.乗車区間・金額が確認できる書類(教職員から園への請求書や清算書など) b. 園から教職員に対して支払ったことが分かる書類等	2024/6/7

令和６年度　大阪府教育支援体制整備事業補助金　ＦＡＱ

【　その他　】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成　　最終更新：　2025/2/5

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通	追加募集	予定はあるか。	今年度分についてはありません。 ただし、来年度分の募集を今年度中に行う可能性は高いと思われます。	2025/2/5
2	共通	補助率	補助率が増減する可能性はあるか。	今年度中はない予定。	2025/2/5
3	共通	圧縮率	今後、圧縮率がかかる可能性はあるか。	交付申請の提出結果によっては、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具)については圧縮率がかかる可能性が高いと思われます。その他の事業については未定です。	2024/6/7
4	共通	エントリー	意向確認において、意向がある旨を回答しなかった事業に、これからエントリーできるか。	不可。	2024/6/7
5	共通	発注(購入)時期	内示や交付決定を待ってから発注(購入)すべきか。	発注(購入)は、各事業の補助対象期間中であれば時期は問いません。ただし、根拠となりうる資料はすべて保管しておいていただくようお願いします。	2024/6/7
6	共通	交付申請 辞退	内示をもらっているが、交付申請の提出を辞退したい。	以下の場合は、本補助金(または一部事業)の活用を辞退される場合も、交付申請書の提出が必要です。 各様式の当該（辞退される）事業の金額を0円として提出してください。 ○令和６年12月13日付け教私第2483号において、千円以上で内示を受けた事業	2025/2/5
7	共通	交付申請	現時点で、年間の所要額を見込めていない。	交付申請書及び交付申請内訳書の内容を精査の上、交付決定を行います。その後の実績報告においては、この交付決定額が確定額の上限となるため、所要額を精査した上で提出してください。	2025/2/5
8	共通	交付申請	事業計画で記載しなかった経費を新たに追加したい(または、入れ替えをしたい)。	事業計画において記載のなかった経費を追加・入れ替えすることはできません。	2025/2/5
9	共通	交付申請	事業計画で記載した経費を削除したい。	交付申請内訳書の別紙において、当該経費の金額欄を0円としてください。	2025/2/5
10	共通	交付申請	事業計画時点から金額に変更があった場合どうすべきか。	交付申請内訳書の別紙において、当該経費の変更後の金額を記載してください。なお、事業ごとの交付申請額は、事業ごとの内示額が上限となりますので、予めご留意ください。	2025/2/5